

令和元年九月射水市議会定例会

市長提案理由説明要旨

令和元年九月射水市議会定例会の開会に当たり、提出いたしました案件の説明に先立ちまして、一言申し上げます。

はじめに

去る七月九日、台北市士林区役所において、吉野議長、灌田総務文教常任委員長に同席いただき、本市では初めての海外との友好提携となる「射水市と台北市士林区との友好交流協力に関する覚書」を締結いたしました。

覚書の締結に際し、士林区の江^{こう}区長とは、本市及び士林区の共栄と友好関係の発展を図ることを確認いたしました。この友好提携を市民の皆様との国際理解を深めるための契機とし、今後、観光、教育、文化芸術、経済など幅広い分野での交流を進め、交流人口の拡大を図り、国際的にひらかれた活気のある都市の実現を目指してまいります。

一 最近の経済情勢について

次に、最近の経済情勢について申し上げます。

内閣府が発表した八月の月例経済報告によりますと、景気はこのところ輸出を中心に弱さが続いておりますが、緩やかに回復しており、先行きにつきましては、当面、一部に弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるとしております。しかしながら、通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされております。

GDPの速報値では、名目・実質ともに三期連続のプラス成長となり、日本経済は、自然災害が頻発した昨年七月から九月期を除き、内需の増加が成長を支える姿となっており、中でも、個人消費と設備投資は、二〇一六年後半以降、増加基調を続けているとされております。

一方、外需は、世界経済の減速を背景に弱い動きが続いており、IMFの見通しでは、世界経済は、来年には上向くと予想しておりますが、今後、米中間の通商問題の動向などに十分注意していく必要があるとされております。

こうした中、国においては、去る六月二十一日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針二〇一九」、いわゆる骨太の方針二〇一九や「成長戦略実行計画」等に基づき、潜在成

長率の引上げによる成長力の強化に取り組むとともに、成長と分配の好循環の拡大を目指すとしております。

このうち、骨太の方針二〇一九では、地方行財政に関連し、補助金について、地方の実情を踏まえて自由度を高めるほか、要件の緩和、手続の簡素化、補助単価等の実態に即した見直しなどに向けて、課題を捕捉した上で今年度末までに対象や工程を具体化するとしており、我々地方の創意工夫が活かせる補助制度への見直しとなるよう、期待するものであります。

二 地方創生について

次に、地方創生について申し上げます。

去る六月二十六日、「まち・ひと・しごと創生基本方針二〇一九」が閣議決定され、国においては年内に長期的な人口等の見通しを示す「長期ビジョン」を改訂するとともに、第二期総合戦略を策定することとしております。また、こうした国の方針を踏まえ、去る七月二十六日には、とやま未来創造県民会議が開催され、県の基本的な考え方も示されたところであります。

本市におきましても、引き続き、人口減少の克服と地域の活性化に取り組み、将来にわた

って活力に満ち市民が夢と希望を持てる射水市を創るため、現行戦略の検証等を行ってまいります。加えて、地方への人や資金の流れを強化する関係人口の創出や最先端の情報通信技術によって、現実空間と仮想空間を高度に融合して、経済発展と社会的課題の解決を両立する「ソサエティ5・0」の実現等、国が示す新たな視点を念頭に、次期総合戦略の策定に取り組んでまいります。

三 市政の取組状況について

次に、最近の市政の取組状況について申し上げます。

子ども・子育て支援の推進につきましては、来月から始まる「幼児教育・保育の無償化」に向け、新制度が円滑に実施されるよう、市報などを通じて市民の皆様への周知を図るとともに、今回の制度改革に対応するためのシステム改修に取り組むなど準備を進めているところであります。引き続き、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでまいります。

保育環境の充実につきましては、昨年八月に整備した射水おおぞら保育園の病児保育室「さんさん」の受入対象児童を、今月から、これまでの就学前児童から小学二年生までに拡充し

たところであります。引き続き病児保育をはじめ、子育てに関するニーズに応じた支援の充実に努めてまいります。

学校教育の充実につきましては、このたび、射北中学校生徒会が令和元年度「海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動」の国土交通大臣表彰を受賞されました。本活動は、同校の生徒の発案により、平成八年から海老江地区と堀岡地区で地域住民と一緒に海岸清掃活動を始めて以来、二十三年間の長きにわたり、海浜の環境美化保全と港湾利用者の環境意識の向上にも貢献しているとして表彰されたものです。これまでの活動に敬意を表するとともに、今後も、活動の継続を通じて地域を大切にすることを育んでいただきたいと思います。

また、去る七月三十日と三十一日の二日間、東京都内において、新しい時代を切り拓くグローバルな人材を育成することを目的に第三回目の「いみず鳳雛こすぎよしのぶきらめき塾」を実施いたしました。参加した中学生には、日本テレビ社長の小杉善信氏をはじめ、本市にゆかりのある事業家の方々や、各分野で活躍している方々との懇談を通じて、実社会の見聞を広める貴重な機会となったものと考えております。

教育施設の充実につきましては、小学校普通教室の空調設備整備工事が八月末に完了し、市内全ての小中学校の普通教室において冷房設備が使用できる環境が整ったところであり、引き続き、特別教室等への早期設置に努めてまいります。

家庭教育・地域における教育の充実につきましては、昨年度に引き続き「いみず親学びスクール」を開講しました。今年度は、従来の講義型に加え、親子体験型の講座も実施し、親子でコミュニケーションを図りながら学ぶ場を提供することとしており、更なる家庭教育力の向上に努めてまいります。

男女の健全な出会いの場の創出支援につきましては、去る七月十四日に、大島社会福祉センターにおいて、婚活サポーターズクラブ主催による「第六回いみずムズムズ婚活パーティー」が開催されました。当日は、男女三十九名の参加があり、終始和やかな雰囲気の中、八組のカップルが成立したところであります。今後とも、結婚を希望する市民に出会いの場を提供するため、婚活サポーターズクラブの活動をはじめとした婚活支援に積極的に取り組んでまいります。

芸術・文化の継承と創造につきましては、去る七月十九日、国の文化審議会が、本市庄西町二丁目地内の「旧伏木港右岸三号岸壁水平引込式クレーン」いわゆるマンモスクレーンを登録有形文化財に登録するよう文部科学大臣に答申されました。本クレーンは、昭和四十三年に船の貨物積み降ろしのため、伏木富山港伏木地区に設置され、本県の高度経済成長期における港湾作業の効率化に大きく貢献し、地方港湾の様相を伝えるものと評価されたものです。

本クレーンが登録されることにより、本市内における国登録有形文化財は六か所十件となります。伏木港開港百二十周年を迎える節目の年の朗報に、これまで保存に尽力された関係の皆様にご敬意を表しますとともに、今後、継続的な保存活用を期待するものであります。

スポーツ・レクリエーションの推進につきましては、先月四日から十日までの七日間、本市スポーツ推進コーディネーターの企画により、元サッカーアルゼンチン代表チームのフィジカルコーチを講師に招き、市内の中学生を対象としたサッカークリニックと、県内のアマチュア競技の指導者を対象としたフィジカルセミナーを開催しました。引き続き、競技力の向上と、スポーツを通じた国際交流につなげてまいります。

「富山マラソン二〇一九」につきましましては、県内外から一万四千人のランナーが参加し、来月二十七日に開催されます。「ジョギングの部」では、昨年同様、新湊きつときと市場をスタートし、新湊大橋中央を折り返す約四キロメートルのコースで、新湊大橋から望む富山湾と立山連峰の絶景を十分堪能していただけるものと考えております。また、「フルマラソンの部」では、新湊の曳山、下村の流鏝馬など地域の伝統芸能の披露やコース沿線における小中学生による応援、さらには給水所のボランティアによる「射水のおもてなし」を提供するなど、大会の成功に向けて協力してまいります。

地域福祉の推進につきましては、現在整備を進めております（仮称）市民交流プラザのネーミングライツパートナーを公募いたしましたところ、市内で医薬品等の製造及び販売を手がける株式会社救急薬品工業から、施設の愛称を「救急薬品市民交流プラザ」とする旨の応募があり、審査の結果、同社が最優秀提案者に選定されたところであります。今後、本市において同社を優先交渉権者として決定し、年内のネーミングライツ契約締結に向け、協議を進めてまいります。

射水ブランドの確立と発信につきましては、本市を代表する食材「白えび」と「ベニズワ

イガニ」を中心とした食のイベント「新湊カニかに海鮮白えびまつり」が来月十三日に新湊漁港において開催されます。昨年は、天候にも恵まれ、早朝から約一万杯のベニズワイガニをはじめとした海の幸の即売会に長蛇の列ができるなど、会場が大いに賑わいました。本市が誇る射水ブランドの魅力を県内外に発信する絶好の機会であることから、今回も多くの皆様にご来場いただきたいと考えております。

観光の振興につきましては、去る七月二十八日に「第五十五回富山新港花火大会」が開催され、夏の夜空を彩る二千発の花火と新湊大橋から海面へと流れ落ちるナイアガラ花火が多くの来場者を魅了しました。

歴史と伝統文化を受け継ぎ今に伝える曳山まつりにつきましては、今月二十三日の海老江地区を皮切りに、来月一日には新湊地区、十三日には大門地区で開催されます。それぞれに個性のある曳山まつりに多くの方々を訪れていただけるよう、市内外に情報を発信してまいります。

新湊曳山まつりにおきましては、今年で四年目となる「新湊曳山まつり市民プロジェクト」に引き続き協力し、「再び訪れたい。」と感じていただけるよう、おもてなし態勢を整え、満足度の向上と本市のイメージアップにつなげてまいります。

なお、本曳山まつりにつきましては、先月四日に青森県八戸市で開催された「全国山・鉾・屋台保存連合会」総会において、準会員として加盟が認められたところであり、国の重要無形民俗文化財として指定されるよう、引き続き、国をはじめ関係機関へ働きかけてまいります。

港湾機能の整備促進につきましては、去る六月三十日に、国際物流ターミナル延伸整備事業完成式典が開催されました。今回の延伸整備により、大型コンテナ船の二隻同時荷役が可能となり、沖待ちが解消され、コンテナ物流の安定と取扱能力の向上が図られました。引き続き、港湾機能の充実・強化を、国をはじめ関係機関に対し要望してまいります。

また、先月二十九日には、伏木富山港国際物流ターミナルにおいて、船舶やシベリア鉄道等を利用し、日本と欧州等を結ぶ貨物輸送ルート、いわゆる「シベリア・ランド・ブリッジ」の利用促進に向けた実証事業の輸送貨物の出発式が開催されました。この実験により、輸送時間の優位性が実証され、輸出における日本のラストポートである富山新港の更なる利用促進が図られることを期待するものであります。

港湾のにぎわいの創出につきましては、先月二十日から今月二十五日にかけて、日本

への寄港が初めてとなる「極東杯国際ヨットレース」が開催されております。本大会では、中国の青島ちんたおを発着点に、ロシアのウラジオストクや富山新港を経由するコースとなっており、中国、韓国、ロシア、アメリカ、オーストラリア、そして日本のトップクラスの選手が富山新港に寄港します。なお、今月十四日には富山湾において、地元チームを交えたレースも予定されており、市民の皆様にもお楽しみいただきたいと思っております。

今月九日から十一日にかけては、客船「ぱしふいづくびいなす」による、富山新港発着の函館クルーズが催行されます。富山新港へのクルーズ船の寄港は、二年連続となり、本市としてもおもてなしの心で歓迎するとともに、今後も、客船誘致活動に積極的に取り組んでまいります。

また、来月十六日から二十日にかけては、日本で初開催となる「世界で最も美しい湾クラブ」の世界総会が開催されます。十九日には、海王丸パークをメイン会場に、新湊地区の曳山全十三基の披露や漁船パレードの実施などが予定されており、富山湾はもとより、本市の多彩な魅力を国内外に広くアピールし、更なる観光振興と地域の活性化につなげてまいります。

企業誘致の推進につきましては、名古屋で開催されました「とやま企業立地セミナー」や呉西圏域連携事業として東京で開催されました「とやま呉西圏域ビジネス交流交歓会」に参加し、大都市圏の企業関係者に対し、射水市の優れた立地環境を広くPRし、新たな企業団地の整備促進に向けた優良企業の誘致に努めてまいりました。

また、県内企業等からの意見を踏まえ、富山県企業立地助成金交付要綱のデザイン業に対する投資額要件及び雇用要件を緩和する改正が行われたことから、本市の企業立地助成制度においても同様の要件緩和を図り、これまで以上に精力的に優良企業の誘致に努め、雇用の確保や税収の向上を図ってまいります。

商工業の振興につきましては、十月の消費税率の引上げによる家計の負担緩和や地域の消費の下支えを目的とした、低所得者や子育て世帯向けの「射水市プレミアム付商品券」を、今月二十四日から市内郵便局で販売を開始いたします。この商品券は、小売店から飲食店、サービス業等二百六十を超える幅広い店舗で利用が可能となっております。今後も市内事業者に事業への参加を呼びかけ、取扱店舗の充実を図ってまいります。対象となる市民の皆様におかれましては、ぜひ商品券を購入いただき、市内対象店舗でご活用いただきたいと思いますと考えております。

農業の振興につきましては、近年、頻発する豪雨や台風等の自然災害により、農業用ハウスに被害が発生するケースがみられることから、今後の災害に備え「防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策」に基づく「農業用ハウス強靱化緊急対策事業」を活用し、農業用ハウスの補強や防風ネットの設置等を支援してまいります。

公共交通網の整備につきましては、持続可能な公共交通網の形成を図るため、本市の公共交通施策の指針となる「射水市地域公共交通網形成計画」の策定に向け、先月一日に今年度第一回目の射水市地域公共交通活性化協議会を開催し、本計画の基本的な考え方や具体的な施策について意見交換を行いました。引き続き、今年度末の計画策定を目的に作業を進めてまいります。

斎場整備につきましては、先月二十九日に起工式が執り行われたところであります。今後、安全対策に万全を期し、周辺環境との調和に配慮した整備を進めてまいります。

上水道の充実ににつきましては、水道料金関連業務及び水道施設維持管理業務を包括的に民

間事業者へ委託することとし、来月一日から「射水市上下水道お客様センター」の運用を開始いたします。円滑な業務開始に向け、万全の準備を進めてまいりますとともに、受託事業者と連携し、水道事業を取り巻く課題に取り組み、今後とも安全安心かつ持続可能な事業運営に努めてまいります。また、受託事業者とは、災害時における応援業務に関する協定を締結する予定となっており、危機管理体制についても強化を図ってまいります。

防災・減災対策の推進につきましては、先月二十五日に、水戸田地区において、地震と風水害のほか、土砂災害を想定した射水市総合防災訓練を実施しました。今回の訓練では、六月から運用を開始した五段階の警戒レベルを用いて避難情報を発令したほか、防災行政無線による避難情報の伝達の際にサイレンを断続的に吹鳴し、直感的にわかりやすく、かつ、速やかな避難行動を促すための情報伝達訓練を行ったところであります。

さらに、射水市社会福祉協議会による災害救援ボランティアセンターの設置・運営訓練においては、去る五月十五日に締結しました「災害時における協力に関する協定」に基づき、射水青年会議所に初めて参加していただき、災害時における連携強化に向けた実践的な訓練も行われたところです。

今後も引き続き、国、県、防災関係機関と十分に連携し、災害への対応に万全を期すと

もに、市民の皆様の方災・減災意識を高めながら、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

健全な行財政運営の推進につきましては、今年度から令和五年度までの五年間を推進期間とする第四次行財政改革大綱を策定しました。将来を見据えた経営基盤の確立と自立した都市の実現を目指し、行財政改革をより一層強力に推し進めてまいります。また、本大綱に掲げた取組を着実に実行するため、第四次行財政改革集中改革プランの策定作業を鋭意進めてまいります。

旧新湊庁舎の跡地利活用事業につきましては、去る七月二十六日に複合交流施設の起工式が執り行われ、来年六月の一部供用開始に向け工事に着手したところであります。また、地方創生推進交付金を活用したにぎわい創出を図るためのソフト事業等を検討するため、商工団体や観光団体等で構成するまちづくり団体の設立に向けて準備を進め、引き続き安定的に交流人口を受け入れ、地域の賑わい創出や活性化を目指すこととしております。

次に、平成三十年度の決算状況について申し上げます。

平成三十年度の一般会計における実質収支額、いわゆる決算上剰余金は、九億四千二百三万三千円の黒字となりました。

また、財政状況を客観的に表す健全化判断比率につきましては、実質公債費比率が、昨年度から〇・五ポイント減となる九・八パーセントに、将来負担比率が、昨年度から八・三ポイント減の九十一・二パーセントとなりました。これらの指標は、平成二十一年度から十年連続で数値が改善しており、財政の健全性は着実に高まってきているものと考えております。引き続き、施策の選択と集中による不断の行財政改革に取り組みながら、将来にわたる健全財政の堅持に努めてまいります。

四 提出案件について

次に、提出いたしました案件の概要について申し上げます。

まず、一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、七美コミュニティセンター用地の造成工事に要する経費やグリーンパークだいまん相撲場の改修工事等に要する経費などを追加するものであります。

また、平成三十年度決算上剰余金の一部については、公債費に計上し、市債の繰上償還を行うほか、公共施設建設等基金に積み立てております。

補正額としましては、九億千二百六十九万五千円を増額し、予算総額を四百四十二億八千四百五十二万円とするものであります。

特別会計につきましては、国民健康保険事業など四つの会計において、総額で三億四千五百七十五万五千円を追加し、予算総額を二百四十九億三千七万三千円とするものであります。

次に、予算以外の議案について申し上げます。

条例議案としましては、「射水市名誉市民条例の制定」など、十四件を提出しております。条例以外の議案としましては、「動産の取得について」や「射水市立小杉南中学校大規模改造第一期（建築主体）工事請負契約の一部変更について」のほか、企業会計における「未処分利益剰余金の処分について」など四件を提出しております。

報告案件につきましては、地方自治法第八十条の規定による専決処分の報告のほか、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成三十年度における健全化判断比

率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告しております。

認定案件につきましては、平成三十年度一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算、並びに各企業会計決算など七件について、監査委員の意見を付して提出しております。

あわせて、地方自治法第二百三十三条第五項の規定により、「平成三十年度一般会計及び特別会計における主要施策の成果に関する報告書」を提出しております。

以上が、本日提案いたしました案件の概要であります。

何とぞ、慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。